

(表)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 保健所衛生課

番号 36

許認可等の内容		鳥獣の飼養登録の更新申請
根拠法令及び条項		鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第19条第5項
審査基準	関係条項	神奈川県事務処理の特例に関する条例第3条別表16の4
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 対象鳥獣 メジロ又はホオジロ 2 対象者 法第9条第1項の規定により捕獲の許可を受けた者で、次の各号のいずれかの要件を満たしているもの。ただし、法第40条各号(20歳未満、精神障害者、麻薬中毒者等)のいずれかに該当する者又は対象鳥獣を1羽以上飼養している世帯の世帯員を除く。 (1) 65才以上の者 (2) 1年以上病気療養を必要とする者 (3) 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者で、障害の程度が6級以上のもの 3 飼養期間 登録の日から1年間 4 飼養数量 1世帯1羽
	参考事項	神奈川県愛がん飼養のための捕獲許可事務取扱要領 神奈川県鳥獣行政関係事務マニュアル
	設定等年月日	平成18年4月1日設定(平成20年10月1日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 3日(休日は含まない。)
	設定等年月日	平成18年4月1日設定(平成 年 月 日最終変更)